

三位一体改革の一環である税源移譲により

平成19年度から個人住民税が変わります

各地方公共団体が自主性を発揮し、より身近な行政サービスを行うために進められてきた三位一体改革。その一環として、国へ納める税(国税)を減らし、都道府県や市町村に納める税(地方税)を増やす3兆円規模の税源移譲が行われます。これに伴い、地方税である個人住民税(市・県民税)が平成19年度分から大きく変わります。

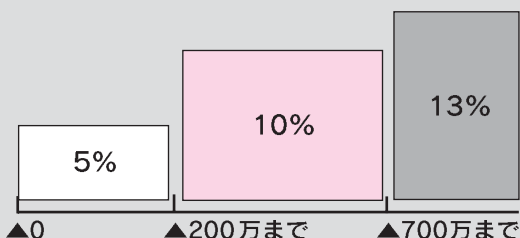
Q なにがどう変わるの??

A 個人住民税所得割の税率が10%に統一されます。

個人住民税所得割の税率は従来3段階(5%・10%・13%)の超過累進構造になっていました。これを所得の多い少ないに関わらず一律10%の比例税率構造に変えることになりました。

平成18年度分まで

課税所得	税率
~200万円	5%(市民税3%+県民税2%)
~700万円	10%(市民税8%+県民税2%)
700万円超	13%(市民税10%+県民税3%)



◎例えば、課税所得300万円の場合の所得割額
200万円以下の部分については5%、200~300万円の部分については10%の税率が適用されます。
 $200万円 \times 5\% + (300万円 - 200万円) \times 10\% = 20万円$

※課税所得とは…給与や事業収入などの「収入」から給与所得控除や基礎控除、扶養控除、社会保険料控除といった諸控除を差し引いた残りの金額のことで、この額に税率を掛けたものが所得割額になります。



平成19年度分から(平成19年6月徴収分から適用)

一律10%市民税6%+県民税4%



◎例えば、課税所得300万円の場合の所得割額
全ての段階において10%の税率が適用されます。
 $300万円 \times 10\% = 30万円$
※実際の税額は、この他に人的控除の差に対応した減額措置が講じられます。

☆課税所得が前年度と変わらなくても……

- 課税所得が200万円以下の方の所得割額
税率が5%から10%になりますので、平成18年度に比べ約2倍の税額となります。
- 課税所得が200万円を超え700万円以下の方の所得割額
税率10%は変わりませんが、200万円以下の部分に適用されていた5%の税率が10%となるため、平成18年度に比べ約10万円の増額となります。
- 課税所得が700万円を超える方の所得割額
700万円を超える部分に適用されていた13%の税率は10%に下がりますが、200万円以下の部分に適用されていた5%の税率が10%となるため、一概に減額とはならず、課税所得によっては増額となる場合もあります。

※均等割については変更がないため、所得割が課税されない方(均等割のみ課税の方)については税額の変更はありません。

☆税源移譲に伴い、個人住民税と所得税の人的控除額の差に基づく負担増の減額措置(調整控除の創設)が講じられます。

個人住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があります。したがって同じ収入金額でも、住民税の課税所得は、所得税よりも多くなっていますので、個人住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは、合計の税負担が増え、負担が増えることとなります。このため、個々の納税者の人的控除の適用状況に応じて、個人住民税を減額することによって、合計の税負担額が変わらないようにします。

個人住民税と所得税の人的控除額(例)			
控除内容	住民税	所得税	控除額差
基礎控除	33万円	38万円	5万円
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

Q 税負担は増える？減る？

A 税源移譲によって個人住民税が増えても、所得税が減るため、納税者の負担は変わりません。

個人住民税所得割の10%比例税率化に伴い、国税である所得税の税率も平成19年分から見直されます。個人住民税については最低税率が5%から10%に引き上げられ、最高税率が13%から10%に引き下げられますが、所得税は逆に最低税率が10%から5%に引き下げられ、最高税率が37%から40%に引き上げられます。また、人的控除額の差に対応した減額措置(前ページ下段参照)なども講じられます。このため、税源移譲の前後で「個人住民税+所得税」の納税者の負担は変わりません。

所得税と個人住民税の合計負担額は変わらないんだね



税源移譲前の税率

課税所得例	所得税	住民税	合計
150万円	10%	5%	15%
250万円	10%	10%	20%
350万円	20%	10%	30%
800万円	20%	13%	33%
1000万円	30%	13%	43%
1800万円	37%	13%	50%



税源移譲後の税率

課税所得例	所得税	住民税	合計
150万円	5%	10%	15%
250万円	10%	10%	20%
350万円	20%	10%	30%
800万円	23%	10%	33%
1000万円	33%	10%	43%
1800万円	40%	10%	50%

☆モデルケース

● 独身者の場合の所得税と住民税の合計税額

税源移譲前の税額 (単位：円)

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	124,000	64,500	188,500
500万円	258,000	163,000	421,000
700万円	474,000	307,000	781,000
1,000万円	966,000	553,000	1,519,000



税源移譲後の税額 (単位：円)

所得税	住民税	合計
62,000	126,500	188,500
160,500	260,500	421,000
376,500	404,500	781,000
868,500	650,500	1,519,000



負担増減額
0円
0円
0円
0円

● 夫婦+子供2人(うち1人が特定扶養親族に該当)の場合の所得税と住民税の合計税額

税源移譲前の税額 (単位：円)

給与収入	所得税	住民税	合計
300万円	0	9,000	9,000
500万円	119,000	76,000	195,000
700万円	263,000	196,000	459,000
1,000万円	688,000	442,000	1,130,000



税源移譲後の税額 (単位：円)

所得税	住民税	合計
0	9,000	9,000
59,500	135,500	195,000
165,500	293,500	459,000
590,500	539,500	1,130,000



負担増減額
0円
0円
0円
0円

※一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
★平成19年分所得税、平成19年度住民税から定率減税が廃止されるなどの影響があることにご注意ください。

18年度 所得割額の7.5%相当額 (2万円が上限)



19年度以降 廃止

☆税源移譲に関する改正のほかにも個人住民税「定率減税」が平成19年度から廃止されます。

なお、この措置は、平成20年度から平成28年度までの個人住民税について適用されません。



☆住宅ローン減税(住宅借入金等特別税額控除)の創設されます。

問合せ先 税務課 市民税担当